

## 河合町学校再編統合準備委員会設置要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、河合町立学校の再編統合を円滑に推進するため、再編統合に関する諸課題を協議する再編統合準備委員会（以下、「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (委員会の設置)

第2条 委員会の設置期間は、委員会の設置の日から再編統合準備に関する事務が終了する日までとする。

## (協議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 学校の名称、校章、校歌等に関する事
- (2) 式典行事に関する事
- (3) 通学に関する事
- (4) 制服、体操服等に関する事
- (5) P T Aの組織運営に関する事
- (6) 児童生徒の交流活動に関する事
- (7) 学校の組織、部活動に関する事
- (8) 学校運営方針、教育目標、教育課程及び学校行事に関する事
- (9) 学校備品、保存文書の整理に関する事
- (10) その他再編統合に関し必要な事項に関する事

## (組織)

第4条 委員会の委員及び委員の数は次に掲げるところによるものとし、委員会の委員は町長が委嘱する。

- (1) 児童生徒の保護者の代表者 3名程度
  - (2) 地域の代表者 3名程度
  - (3) 学校の代表者 3名程度
  - (4) その他町長が必要と認めるもの 町長が必要と認める数
- 2 町長は、必要に応じて、前項各号に規定する委員の数を変更することができる。
- 3 委員の任期は、第2条に規定する委員会の設置期間とする。
- 4 委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (会長及び副会長)

第5条 委員会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 副会長の数は、委員会において定める。

- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 会議には、必要に応じて関係者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。
- 4 委員会の会議は公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議を非公開とすることができる。

(部会)

第7条 委員会は、必要があるときは、部会を置くことができる。

- 2 部会の構成員は、委員会において定める。
- 3 部会の種類及び調査検討事項は別に定める。ただし、委員会は、必要に応じて、これを変更することができる。
- 4 部会に部会長を置き、部会長は部会員のうちから互選する。
- 5 部会長は、部会の事務を掌理し、必要に応じて調査検討結果を委員会に報告する。

(事務局)

第8条 委員会の事務局は、教育委員会教育部総務課（以下、「事務局」という。）が担当する。

- 2 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

- 2 第1回目の委員会は、町長が招集する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。